

宅地建物取引業者の皆様へ（重要事項説明等に関して）

令和 8 年（2026 年）3 月

防災対策課

宅地建物取引業法施行規則の一部改正（令和 2 年 8 月 28 日施行）により、不動産取引時に、水防法に基づき作成された水害（洪水、高潮、雨水出水）ハザードマップにおける取引対象の物件地について説明することが義務化されました。

●洪水・高潮について…水防法の規定に基づく。

水防法第 14 条に基づきハザードマップを作成し、周知啓発を図っております。

●雨水出水について…水防法の規定に基づかない。

水防法第 14 条の 2 に基づく雨水出水浸水想定区域が指定されておりましたが、内水浸水想定区域図及び浸水実績図を活用して周知啓発を図っております。

内水浸水想定区域図については重要事項説明の対象ではありませんが、災害リスクがあることを知ってもらうためにも、説明のほどよろしく願いたします。